

# 令和3年度 障害者差別解消法に関する対応状況調査結果報告 (相談機関)

## 【回答状況】

令和2年度は、国の機関2、都道府県47及び大学等が所在する市区町村386の計435機関を対象に調査を実施し、都道府県19、市区町村59の計78機関から回答を得た。詳細は、以下のとおり。

	配付	回収	回収率
計	435	102	23.4%
国の機関	3	1	33.3%
都道府県	47	22	46.8%
市区町村	385	79	20.5%

【調査結果】

1. 障害者差別解消法に関する対応部署について

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①専門部署（機関）を設置している		②既存の部署（機関）で対応している		③その他	
		回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は回答機関数に対する割合
計	102	17	(16.7%)	86	(84.3%)	17	(16.7%)
国の機関	1	0	(0.0%)	1	(100%)	0	(0.0%)
都道府県	22	8	(36.4%)	15	(68.2%)	3	(13.6%)
市区町村	79	9	(11.4%)	70	(88.6%)	14	(17.7%)

2. 障害者差別解消法に関する相談受付について

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①障害者差別解消法に関連する相談があった		②障害学生（またはその関係者）から相談があった		③大学等から相談があった	
		回答機関数	%は回答機関数に対する割合	回答機関数	%は①に対する割合	回答機関数	%は①に対する割合
計	102	58	(56.9%)	6	(10.3%)	1	(1.7%)
国の機関	1	0	(0.0%)	1	—	0	—
都道府県	22	21	(95.5%)	2	(9.5%)	1	(4.8%)
市区町村	79	37	(46.8%)	3	(8.1%)	0	(0.0%)

相談件数・対応件数

※未回答、複数回答あり

	①障害者差別解消法に関連する相談件数	②障害学生（またはその関係者）からの相談件数		②への対応件数		③大学等からの相談件数		③への対応件数	
		相談件数	%は①に対する割合	対応件数	%は②に対する割合	相談件数	%は①に対する割合	対応件数	%は③に対する割合
計	0	0	—	0	—	0	—	0	—
国の機関	0	4	—	4	—	0	—	0	—
都道府県	716	4	(0.6%)	20	—	1	(0.1%)	17	—
市区町村	321	3	(0.9%)	2	(66.7%)	0	(0.0%)	0	—

※②、③で相談件数1件、対応件数17件と回答している機関がある

3. 障害者差別解消法に関する相談対応について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①障害者差別解消法		②障害者総合支援法		③その他	
		%は回答機関数に対する割合		%は回答機関数に対する割合		%は回答機関数に対する割合	
計	102	69	(67.6%)	30	(29.4%)	10	(9.8%)
国の機関	1	1	－	0	－	0	－
都道府県	22	20	(90.9%)	6	(27.3%)	2	(9.1%)
市区町村	79	48	(60.8%)	24	(30.4%)	8	(10.1%)

4. 障害学生（またはその関係者）及び大学等からの相談への対応について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①利用できる福祉サービス等について検討し、当該校と連携・調整した	②当該学生と当該校との間に立つて調整した	③相談があったことについて当該校に伝達した	④他の機関や人を紹介した	⑤当該校との対応について障害学生（またはその関係者）に助言した	⑥当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した	⑦その他
		計	102	0	0	0	0	0
国の機関	1	0	0	1	0	1	0	0
都道府県	22	0	0	1	1	0	1	1
市区町村	79	4	3	4	0	1	2	1

5. 障害学生が利用できる福祉サービス等について ※複数回答可

※未回答、複数回答あり

	回答機関数	①住居	②通学	③学生生活	④学外活動	⑤その他
計	102	0	0	0	0	0
国の機関	1	0	0	0	0	0
都道府県	22	1	2	2	0	0
市区町村	79	32	19	10	23	16

〔その他の具体的内容〕

①住居	住宅改修（日常生活用具給付）
	障害及び住宅の状況から必要と認められる住宅の改修工事にかかる費用の助成について
	住宅改修助成、住宅改修費の給付日常生活用具の給付居住サポート事業
	日常生活用具（住宅改修費）の給付、重度身体障害者居宅改善整備費の補助等
	・住宅改修・日常生活用具給付
	対象の障がいを持った方に対し、障がい種別に応じた改修援助を受けられる。賃貸等の場合は、所有者の同意が必要となる
	障壁の除去のための、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の助成
	住宅改修（日常生活用具）
	「住宅改修費の助成」「居宅生活動作補助用具の給付」事業があり、対象の障がいがある方であれば利用できる可能性があります。
	地域生活支援事業（日常生活用具給付事業）
	障壁の除去のための、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費の助成
	住宅改修費の支給（居宅生活動作補助用具）
	在宅の6歳以上の身体障害者で、原則1回限り段差解消、手すりの取付等、住宅改修の助成を行っている。※障害の部位や等級により異なる。
	住宅改修費給付（日常生活用具給付事業）
	東近江市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱「自己所有に限る等」の記載がないため、賃貸の場合退去時の原状回復費用は、対象外。
	不動産に関する相談については、事業者に対して、障害者差別解消法の説明を行い、理解・周知の徹底を求めて、今後の対応を依頼。
	日常生活用具費の支給（住宅改修を伴う居宅生活動作補助用具費の助成が可能）
	住宅設備改善費の給付、日常生活用具の給付、住まい確保支援事業、居住支援制度保証料の助成
	いわき市住宅改修支援（リフォーム）事業（住宅の改良が必要と認められる場合に改良工事費の一部を市が給付するもの）
	住宅設備改善費の給付（障害者の種類・部位・程度の制限及び所得制限あり）
・重度障害者等の方で障害者手帳に記載された障害が原因となって、現在居住する住宅の改修が必要な場合に費用の一部を助成。・重度身体障害者が現在居住する住宅の住環境を改善する場合、居宅生活動作補助用具として改修工事費を給付。	
①住宅改修費用の補助障害の程度により、日常生活機能を補うための工事に対して助成の対象となった場合、費用を助成する。②共同生活援助夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行う。	
日常生活用具の給付：障害の種類や等級による制限あり。	
学生寮へ入居になった場合、ヘルパー利用の受け入れが可能か確認を行った。	
住宅改修など相談内容に応じ検討	

	小規模改修、中規模改修、屋内移動設備等の住宅改善費の給付移動移乗支援用具（スロープの設置等）、入浴補助用具等の日常生活用具の給付
	重度身体障害者住宅改修費助成（浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っており、指定する条件すべてに該当する人が対象。）
	居住サポート
	ヘルパー利用について提案したが、本人が住所を本市に移さないで、自分で学生生活を送りたいとのことだったため、サービス提供には至っていない。
	住宅改修、住宅改造
	障害者世帯住宅等に係る情報提供、住宅改修費の補助等
	日常生活用具費助成事業、あんしん住まい助成制度ともに障がい者を対象とする在宅に係る改修援助等の事業であるため、学生も対象となります。
	住宅設備改善費給付事業家具転倒防止器具の取り付け
	障害者等日常生活用具給付事業（住宅整備改修事業）
②通学	福祉特別乗車証の交付等
	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業障害者福祉タクシー助成制度
	全身性障害者通学等介護人派遣事業、移動支援事業等
	・運賃（JR、バス、航空、タクシー）の割引、有料道路通行料金の割引・福祉車両購入補助、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成・福祉有償運送
	移動支援（以下、参考）利用対象範囲社会生活上必要不可欠な外出と認められるもの及び余暇活動等の社会参加のための外出でかつ一日程度で終了する外出とする。具体的には以下の場合と相応する範囲とする。(1) 社会生活上必要不可欠な外出ア 公共機関、事業所や学校等の就労教育等に関する相談のための外出イ 一般生活におけるトラブルを回避するための外出(2) 余暇活動等の社会参加のための外出サークル活動、文化的活動及び観劇等個人の趣味による外出で、その目的及び頻度を考慮し、社会通念上、公費利用が適当と認められる範囲の外出(3) その他特別に認める外出ア 学校通学及び就労のための通勤において目的地までの経路を習得するための外出（原則1か月とする。）イ 利用対象者の主たる介護者が病気もしくはひとり親家庭である場合の通園、通学のための外出。ただし、介護者が病気の場合には、医師の診断書により確認できた期間に限るものとする。ウ 15歳以上の通学（中学部への通学を除く。）において、危険があると認められるときの徒歩又は公共交通機関（バス、鉄道に限る。）による外出。ただし、スクールバス利用時を除く。
	地域生活支援事業の移動支援補装具の交付
	地域生活支援事業（移動支援）
	移動支援（以下、参考）（利用対象範囲）社会生活上必要不可欠な外出と認められるもの及び余暇活動等の社会参加のための外出でかつ一日程度で終了する外出とする。具体的には以下の場合と相応する範囲とする。(1) 社会生活上必要不可欠な外出ア 公共機関、事業所や学校等の就労教育等に関する相談のための外出イ 一般生活におけるトラブルを回避するための外出(2) 余暇活動等の社会参加のための外出サークル活動、文化的活動及び観劇等個人の趣味による外出で、その目的及び頻度を考慮し、社会通念上、公費利用が適当と認められる範囲の外出(3) その他特別に認める外出ア 学校通学及び就労のための通勤において目的地までの経路を習得するための外出（原則1か月とする。）イ 利用対象者の主たる介護者が病気もしくはひとり親家庭である場合の通園、通学のための外出。ただし、介護者が病気の場合には、医師の診断書により確認できた期間に限るものとする。ウ 15歳以上の通学（中学部への通学を除く。）において、危険があると認められるときの徒歩又は公共交通機関（バス、鉄道に限る。）による外出。ただし、スクールバス利用時を除く。
	移動支援について学校側と調整を行った
	通学に限定していないが、通学にも利用できるという意味であるが、福祉タクシーチケットを希望者に交付している。交付については手帳の等級による。基本料金部分を年間30回まで助成する。条件を満たせば年間60回まで助成できる。
	公共交通等の運賃割引
	地域生活支援サービス費（移動支援）の支給（自立した通学に向けた訓練として、一定期間に限り支援が可能）
	自動車改造費の助成、移動支援、日常生活用具の給付、補助具費の支給、重度障害者の大学等修学支援事業
	公共交通機関及び有料道路の割引制度（各事業者における割引制度について案内するもの）
	・移動支援（ガイドヘルパー）：屋外での移動が困難な障害のある人に余暇活動等の社会参加のため外出の支援を行うもの。・障害児通学支援：保護者などが学校への送迎ができないとき、期間を限定して利用できるもの。

	<p>1 重度訪問介護・同行援護・移動支援周囲の支援のみで通学が難しい場合、事情を勘案して利用を検討する。定期的に見直しを行い、最終的に独力での通学を目指す。2 明石市障害者優待乗車券交付要綱に基づき、対象要件に応じて以下のいずれかの優待乗車券を交付し、社会参加の促進を行っている。①介護付バス共通優待乗車証：市内の路線バス及びコミュニティバスに本人と介助者1名が無料で乗車できる。（身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級 所持者が対象）②福祉タクシー利用券：指定タクシー事業者で利用できるタクシー利用券（500円券×48枚（1か月あたり4枚））を交付。1乗車につき、運賃1,000円以下で1枚、1,000円を超える場合は2枚まで使用可能。発着地のいずれかが市内であること。（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級 所持者が対象）③単独バス共通優待乗車証：市内の路線バス及びコミュニティバスに本人が無料で乗車できる。（身体障害者手帳第2種、療育手帳B1・B2判定、精神障害者保健福祉手帳2・3級 所持者が対象）</p> <p>大学の通学支援について、重度訪問介護利用者の大学修学支援事業制度の利用検討を行った。</p> <p>相談内容に応じ検討</p> <p>移動支援による通学の介助</p> <p>外出支援助成券交付（指定するいずれかの手帳を持っている人が対象）</p> <p>可能性として、移動支援が認められる場合。</p> <p>福祉タクシー券の支給、リフト付福祉タクシーの運行、自動車燃料費助成都営交通無料乗車券、有料道路交通料金割引、自動車運転教習費助成・自動車改造費助成江東区重度障害者大学等修学支援事業</p> <p>大学通学時の支援</p>
③学生生活	<p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業日常生活用具の給付、補装具</p> <p>全身性障害者通学等介護人派遣事業、移動支援事業等</p> <p>・補装具の交付・日常生活用具給付</p> <p>保育所等訪問支援補装具の交付</p> <p>地域生活支援事業（重度訪問介護利用者の大学就学支援事業）</p> <p>移動支援について学校側と調整を行った</p> <p>大学での授業時間中のトイレ介助に関する相談については、市の担当者に繋ぎ、市が大学と連携して検討対応行うとの回答を得て、その旨相談者に報告。</p> <p>重度障害者の大学等修学支援事業</p> <p>①居宅介護自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（身体介護、家事援助、通院等介助、通院等乗降介助）②重度訪問介護入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。③自立生活援助・地域定着支援相談対応等により、自立した地域生活を営むための環境整備に必要な援助を行います。</p> <p>大学構内での支援についての大学側の支援方法や制度等の確認を行った。</p> <p>・トイレ介助者を探す方法について情報を提供。・大学から当事者へ学生ボランティア等の情報提供を行ってもらうよう依頼。</p> <p>移動支援江東区重度障害者大学等修学支援事業</p> <p>大学内での身体介護、移動支援</p>
④学外活動	<p>重度訪問介護（移動介護）</p> <p>課外活動など、行事内容によっては移動支援の利用が可能</p> <p>重度訪問介護利用者の大学修学支援事業</p> <p>全身性障害者通学等介護人派遣事業、移動支援事業、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業等</p> <p>・運賃（JR、バス、航空、タクシー）の割引、有料道路通行料金の割引・福祉車両購入補助、自動車改造費助成、自動車運転免許取得費助成・移動支援・手話通訳者、要約筆記者派遣</p> <p>学会等への参加（通年かつ長期にわたる外出、経済活動によるものではない）</p>

	<p>移動支援（以下、参考）利用対象範囲社会生活上必要不可欠な外出と認められるもの及び余暇活動等の社会参加のための外出でかつ一日程度で終了する外出とする。具体的には以下の場合と相応する範囲とする。(1) 社会生活上必要不可欠な外出ア 公共機関、事業所や学校等の就労教育等に関する相談のための外出イ 一般生活におけるトラブルを回避するための外出(2) 余暇活動等の社会参加のための外出サークル活動、文化的活動及び観劇等個人の趣味による外出で、その目的及び頻度を考慮し、社会通念上、公費利用が適当と認められる範囲の外出(3) その他特別に認める外出ア 学校通学及び就労のための通勤において目的地までの経路を習得するための外出（原則1か月とする。）イ 利用対象者の主たる介護者が病気もしくはひとり親家庭である場合の通園、通学のための外出。ただし、介護者が病気の場合には、医師の診断書により確認できた期間に限るものとする。ウ 15歳以上の通学（中学部への通学を除く。）において、危険があると認められるときの徒歩又は公共交通機関（バス、鉄道に限る。）による外出。ただし、スクールバス利用時を除く。</p>
	<p>地域生活支援事業の移動支援</p>
	<p>移動支援（以下、参考）（利用対象範囲）社会生活上必要不可欠な外出と認められるもの及び余暇活動等の社会参加のための外出でかつ一日程度で終了する外出とする。具体的には以下の場合と相応する範囲とする。(1) 社会生活上必要不可欠な外出ア 公共機関、事業所や学校等の就労教育等に関する相談のための外出イ 一般生活におけるトラブルを回避するための外出(2) 余暇活動等の社会参加のための外出サークル活動、文化的活動及び観劇等個人の趣味による外出で、その目的及び頻度を考慮し、社会通念上、公費利用が適当と認められる範囲の外出(3) その他特別に認める外出ア 学校通学及び就労のための通勤において目的地までの経路を習得するための外出（原則1か月とする。）イ 利用対象者の主たる介護者が病気もしくはひとり親家庭である場合の通園、通学のための外出。ただし、介護者が病気の場合には、医師の診断書により確認できた期間に限るものとする。ウ 15歳以上の通学（中学部への通学を除く。）において、危険があると認められるときの徒歩又は公共交通機関（バス、鉄道に限る。）による外出。ただし、スクールバス利用時を除く。</p>
	<p>移動支援について学校側と調整を行った</p>
	<p>社会生活上必要な外出や、余暇のための外出の際に同行支援として、移動支援サービスを提供している。</p>
	<p>手話通訳者・要約筆記者の派遣（対象要件に該当する場合のみ）</p>
	<p>進学や就労した場合の通学・通勤の訓練のための移動支援サービスの利用</p>
	<p>地域生活支援サービス費（移動支援）の支給（期間が通年又は長期でなく、かつ内容が余暇活動等の社会参加のための外出の支援が可能）</p>
	<p>重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、自動車改造費の助成、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、日常生活用具の給付、補助具費の支給</p>
	<p>移動支援事業（地域における自立生活及び社会参加を目的とした外出のための支援を行うもの）</p>
	<p>同行援護、行動援護：障害支援区分の認定が必要。障害や区分等により制限あり。移動支援事業：目的に制限あり。</p>
	<p>移動支援事業、意思疎通支援事業、各障害福祉サービス等</p>
	<p>大学修学支援事業もしくは移動支援事業での対応が可能か検討した。</p>
	<p>移動支援など相談内容に応じ検討</p>
	<p>学外の通常の社会参加のための移動支援サービス、手話通訳者・要約筆記者の派遣</p>
	<p>江東区重度障害者大学等修学支援事業及び重度訪問介護</p>
	<p>ガイドヘルパー（同行援護、移動支援）※対象とならない外出や障害種別あり。意思疎通支援事業（手話通訳、要約筆記者の派遣）。</p>
⑤その他	<p>重度訪問介護（基本）</p>
	<p>佐世保市に住所があり、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者に対し、手話通訳者もしくは要約筆記者を派遣。（ただし、通学等の通年又は長期にわたる場合を除く。派遣を行う地域は、原則市内。）</p>
	<p>修学時及び通学時における身体介護等の利用が可能</p>
	<p>補聴器等</p>
	<p>・自立支援医療（精神通院）制度の案内・自動車運転免許取得費助成制度の案内</p>
	<p>卒業が決まっている最終学年の学生に対して、学校での就労支援が不足しているため、就労移行支援の福祉サービスを支給決定した。</p>
	<p>障がい福祉サービス費の支給（就労移行支援の利用による就職支援が可能。ただし、一定の条件あり。）</p>
	<p>身体障害者奨学資金（身体障害者手帳を所持する高等学校及び高等学校に準じる学校に在学する品行方正な者で、保護者が市内に住所を有する者に奨学資金を支給することにより、その就学を助成し、自立更生の助長を図る）</p>
	<p>就労移行支援一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。学生であれば最終年次のみ利用となります。</p>
	<p>居宅内において、障がい福祉サービス（身体介護、家事援助、通院等介助）を支給している。</p>

相談内容に応じ検討
電動車いすなどの補装具の支給
・スポーツ・文化活動、ボランティア活動、余暇活動の移動支援・行動援護、同行支援・就労移行支援（大学を辞める予定の利用者が主）
就職活動における就労移行支援の利用、自宅での生活における居宅介護の利用
就労に向けた就労移行支援サービス
日常生活用具給付事業補装具費の支給事業中等度難聴児補聴器購入費給付金支給事業



6. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

	回答機関数	対象となる学生が いる
計	102	0
国の機関	1	0
都道府県	22	1
市区町村	79	6

〔提供するサービス〕

相談はあったが、体調悪化により退学した
市は対象者へ支給決定を行う。支給決定に基づき、対象者は事業者と契約し、サービス提供を受ける。
大学への通学支援、大学内での身体介護等の支援を提供した。
令和2年度、高知市において対象学生1名。具体的なサービス内容としては、校内の移動、トイレの移乗、校内で昼食をとる場合の食事介助等。ノートの作成等は学生ボランティアが対応。令和2年度は、オンライン授業もあり、自宅で講義を受ける場合はベッドへの移乗もサービスとして実施。【参考】令和3年度の予定月曜～金曜10:00～17:00 大学での講義うち、火曜日のみ10:00～18:00月・木・金：オンライン講義火・水：対面講義オンラインでの授業が多いが、長時間講義を受ける環境は大学の方が整っているため、基本的には大学に出向いて講義を受ける予定。
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
トイレ介助等
通学介助、学内移動に関する介助、生活介助

7. 障害学生に関する課題、意見等

現段階では学校側からの相談事例はない
相談がほとんどないことから、相談先を知らないということが考えられるため、周知していく必要があると考えている。
高校までは、教育委員会があるが、大学になると取りまとめ機関がない。情報共有等の場がなく、個別対応となる。
特になし※アンケートについて、2度回答してしまいました。こちらが正当ですので、前回のものは破棄願います。よろしくお願いいたします。
相談窓口の周知
障害を持つ方全般に対し、差別解消法制度の周知徹底を図る必要がある
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業制度は、「修学支援体制を大学が構築できるまでの間支援し、社会参加を促す」となっているが、学校側への周知が不足しているためか、ほとんどの場合支援体制は整っていないうえ、次年度以降も学校側の予算確保ができないことがある。
入力にあたってR2年度は学生からの相談等はありませんでしたので、相談体制のみ入力しております。上記の理由で、1 - 1 以下の設問について送信可となるよう、回答している場合があります。
現時点では障がいのある学生からの相談はありませんが、相談があった場合、相談窓口として丁寧な対応をしていく必要があると考えています。
国の大学修学支援事業要綱で定められる支援の金額が1時間1,600円は安すぎるので、事業所には、ボランティア感覚でやってもらっているところであり、事業としては成り立たない。。せめて全国一律とせず、地域加算でもつけてほしい。事業所からは、早朝加算、夜間加算を望む声も強い。また国の要綱で以前は扶助費での支給が認められていたのに、扶助費がだめになったので、委託費で実施せざるをえなくなったが、扶助費支給よりも事務負担が重い。効率が悪い。扶助費を不可にしたのは、なぜなのか？個々の状況に応じて、扶助費、委託費と使い分けができるとよい。